

平成30年 2 月15日開会

平成30年 2 月徳島県議会定例会議案 (その3)

目 次

第 75 号	平成29年度徳島県一般会計補正予算（第 6 号）	1 頁
第 76 号	平成29年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）	19
第 77 号	平成29年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	21
第 78 号	平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）	23
第 79 号	平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	25
第 80 号	平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 2 号）	27
第 81 号	平成29年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	29
第 82 号	平成29年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）	31
第 83 号	平成29年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	33
第 84 号	平成29年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	35
第 85 号	平成29年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）	37
第 86 号	平成29年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	39
第 87 号	平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 2 号）	41
第 88 号	平成29年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	43
第 89 号	平成29年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	45
第 90 号	平成29年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	47
第 91 号	平成29年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）	49
第 92 号	平成29年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	51
第 93 号	平成29年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）	53
第 94 号	平成29年度徳島県病院事業会計補正予算（第 1 号）	55
第 95 号	平成29年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）	59

第 96 号	平成29年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	61頁
第 97 号	徳島県税条例の一部改正について	63

第 75 号

平成29年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

平成29年度徳島県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,601,549千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ480,350,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 76,600,000	千円 △500,000	千円 76,100,000
	1 県 民 税	27,883,864	300,000	28,183,864
	2 事 業 税	16,861,139	△300,000	16,561,139
	3 地 方 消 費 税	12,363,889	△500,000	11,863,889
2 地方消費税清算金		26,232,137	△49,137	26,183,000
	1 地方消費税清算金	26,232,137	△49,137	26,183,000
3 地方譲与税		13,000,000	△1,027,314	11,972,686
	1 地方法人特別譲与税	11,288,000	△961,035	10,326,965
	2 地方揮発油譲与税	1,613,000	△47,653	1,565,347
	3 石油ガス譲与税	95,000	△15,665	79,335
	4 航空機燃料譲与税	4,000	△2,961	1,039
4 地方特例交付金		135,000	49,509	184,509
	1 地方特例交付金	135,000	49,509	184,509
5 地方交付税		146,100,000	2,635,102	148,735,102

	1 地 方 交 付 税	146,100,000	2,635,102	148,735,102
7 分 担 金 及 び 負 担 金		950,277	△132,450	817,827
	1 分 担 金	415,525	△75,678	339,847
	2 負 担 金	534,752	△56,772	477,980
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6,165,472	△138,783	6,026,689
	1 使 用 料	4,576,972	△66,475	4,510,497
	2 手 数 料	1,588,500	△72,308	1,516,192
9 国 庫 支 出 金		66,365,675	△10,941,340	55,424,335
	1 国 庫 負 担 金	31,889,980	△6,912,617	24,977,363
	2 国 庫 補 助 金	32,796,386	△3,769,095	29,027,291
	3 委 託 金	1,679,309	△259,628	1,419,681
10 財 産 収 入		1,039,336	△295,793	743,543
	1 財 産 運 用 収 入	593,721	△111,795	481,926
	2 財 産 売 払 収 入	445,615	△183,998	261,617
11 寄 附 金		31,708	69,354	101,062
	1 寄 附 金	31,708	69,354	101,062
12 繰 入 金		84,655,922	△4,216,292	80,439,630

	1 特別会計繰入金	64,713,988	△1,016,037	63,697,951
	2 基金繰入金	19,941,934	△3,200,255	16,741,679
13 繰越金		6,566,381	1,038,030	7,604,411
	1 繰越金	6,566,381	1,038,030	7,604,411
14 諸収入		17,585,458	△2,117,435	15,468,023
	1 延滞金, 加算金及び過料等	104,710	△25,000	79,710
	2 県預金利子	7,280	△3,900	3,380
	4 貸付金元利収入	4,594,560	△142,559	4,452,001
	5 受託事業収入	941,245	△579,613	361,632
	6 収益事業収入	3,531,257	△1,318,434	2,212,823
	7 利子割精算金収入	102	△102	0
	8 雑収入	3,346,304	△47,827	3,298,477
15 県債		59,235,000	△8,975,000	50,260,000
	1 県債	59,235,000	△8,975,000	50,260,000
歳入合計		504,952,366	△24,601,549	480,350,817

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 972,845	千円 5,578	千円 978,423
	1 議会費	972,845	5,578	978,423
2 総務費		30,312,812	258,785	30,571,597
	1 総務管理費	16,691,129	1,939,508	18,630,637
	2 企画費	6,278,082	△332,030	5,946,052
	3 徴税費	2,435,453	△38,613	2,396,840
	4 市町村振興費	2,266,642	△1,256,363	1,010,279
	5 選挙費	512,420	△46,854	465,566
	6 防災費	1,516,861	△21,394	1,495,467
	7 統計調査費	289,951	12,041	301,992
	8 人事委員会費	134,619	△2,172	132,447
	9 監査委員費	187,655	4,662	192,317
3 民生費		61,335,117	△1,440,777	59,894,340
	1 社会福祉費	44,658,031	△558,847	44,099,184
	2 児童福祉費	11,442,786	△567,813	10,874,973

	3 生活保護費	5,234,300	△314,117	4,920,183
4 衛生費		28,188,132	△1,586,712	26,601,420
	1 公衆衛生費	6,310,744	△484,859	5,825,885
	2 環境衛生費	2,830,635	△548,090	2,282,545
	3 保健所費	1,392,837	△53,810	1,339,027
	4 医薬費	8,491,971	△474,501	8,017,470
	5 病院事業費	9,161,945	△25,452	9,136,493
5 労働費		5,724,619	△166,176	5,558,443
	1 労政費	4,301,619	△45,431	4,256,188
	2 職業訓練費	1,311,345	△118,206	1,193,139
	3 労働委員会費	111,655	△2,539	109,116
6 農林水産業費		33,308,765	△3,882,874	29,425,891
	1 農業費	5,401,668	△530,329	4,871,339
	2 園芸費	832,735	△135,524	697,211
	3 畜産業費	827,481	65,969	893,450
	4 農地費	12,063,499	△1,912,892	10,150,607
	5 林業費	12,011,108	△1,290,044	10,721,064

	6 水 産 業 費	2,172,274	△80,054	2,092,220
7 商 工 費		65,434,767	△22,447	65,412,320
	1 商 業 費	59,485,081	△31,822	59,453,259
	2 工 鉱 業 費	4,402,939	△2,909	4,400,030
	3 観 光 費	1,546,747	12,284	1,559,031
8 土 木 費		56,564,990	△5,466,562	51,098,428
	1 土 木 管 理 費	4,429,587	△764,591	3,664,996
	2 道 路 橋 り よ う 費	24,323,247	△2,307,102	22,016,145
	3 河 川 海 岸 費	18,928,438	△1,924,584	17,003,854
	4 港 湾 費	3,478,302	△311,454	3,166,848
	5 都 市 計 画 費	3,480,237	△113,269	3,366,968
	6 住 宅 費	1,925,179	△45,562	1,879,617
9 警 察 費		20,780,596	828,480	21,609,076
	1 警 察 管 理 費	18,417,226	868,666	19,285,892
	2 警 察 活 動 費	2,363,370	△40,186	2,323,184
10 教 育 費		86,489,327	△4,055,556	82,433,771
	1 教 育 総 務 費	14,525,377	△963,336	13,562,041

	2 小 学 校 費	25,247,950	△740,388	24,507,562
	3 中 学 校 費	15,622,205	△325,941	15,296,264
	4 高 等 学 校 費	20,215,311	△1,033,219	19,182,092
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,132,789	△382,568	6,750,221
	6 社 会 教 育 費	2,838,916	△586,274	2,252,642
	7 保 健 体 育 費	906,779	△23,830	882,949
11 災 害 復 旧 費		10,886,426	△8,336,243	2,550,183
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,701,737	△800,336	901,401
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,084,689	△7,435,907	1,648,782
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		77,074,348	△853,404	76,220,944
	1 公 債 費	77,074,348	△853,404	76,220,944
13 諸 支 出 金		27,729,622	116,359	27,845,981
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,260,518	△218,518	12,042,000
	2 利 子 割 交 付 金	126,492	127,548	254,040
	3 配 当 割 交 付 金	909,648	△103,135	806,513
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	516,329	278,908	795,237

	5 地方消費税交付金	13,150,896	△23,896	13,127,000
	6 ゴルフ場利用税交付金	180,092	△2,057	178,035
	7 特別地方消費税交付金	100	25	125
	8 自動車取得税交付金	585,516	57,484	643,000
歳 出	合 計	504,952,366	△24,601,549	480,350,817

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	福利施設等管理費	千円 29,786
		本庁舎等管理費	800
	2 企 画 費	鉄道網整備促進費	34,222
	6 防 災 費	防災対策指導費	50,181
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費	21,881
		徳島学院費	165,000
		児童福祉施設整備事業費	17,959
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	一般環境対策費	20,000

		自然公園等施設整備事業費	43,067
		廃棄物処理施設管理指導費	3,655
	3 保 健 所 費	保健所施設等整備事業費	37,942
	4 医 薬 費	医療衛生費	212,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	水田農業経営対策費	80,000
	2 園 芸 費	農業生産総合対策等事業費	100,000
	4 農 地 費	県単独土地改良事業費	37,800
		基幹農道整備事業費	38,760
		広域営農団地農道整備事業費	362,100
		県営農道整備事業費	6,120
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	97,140
		農業水利施設保全対策事業費	40,800
		基盤整備促進事業費	2,750
		震災対策農業水利施設整備事業費	170,194
		農地海岸保全施設整備事業費	19,380
		地籍調査費	338,138
	5 林 業 費	県単独林道事業費	2,000

			林野地すべり防止事業費	82,780	
			災害関連緊急治山事業費	183,322	
			県単独治山事業費	11,372	
			治山維持補修費	3,525	
	6	水産業費	県管理漁港維持補修費	60,828	
			広域漁港整備事業費	108,620	
			水産物供給基盤機能保全事業費	172,478	
			水域環境保全創造事業費	144,170	
			漁港海岸保全施設整備事業費	86,461	
			県単独漁港漁場整備事業費	3,734	
7	商工費	3	観光費	観光施設管理運営費	123,005
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	1,500
				道路維持修繕費	676,460
				道路局部改良事業費	204,087
				路側整備事業費	238,377
				道路改築事業費	609,617
				交通安全対策事業費	78,477

			橋りょう修繕費	103,960
		3 河川海岸費	河川管理費	68,200
			堰堤管理費	17,000
			河川海岸維持修繕費	420,420
			河川特殊改良事業費	82,670
			地震・高潮対策河川事業費	266,100
			堰堤改良事業費	35,600
			県単独砂防事業費	27,400
			砂防維持修繕費	52,080
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	59,800
			災害関連緊急地すべり対策事業費	135,000
			災害防止対策緊急事業費	85,260
			海岸侵食対策事業費	130,200
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	66,000
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	70,200
		4 港湾費	港湾海岸施設維持補修費	187,365
			県単独港湾整備事業費	170,240

			港湾改修事業費	47,370
			港湾海岸保全施設整備事業費	323,990
			港湾環境整備事業費	22,440
			港湾補修事業費	45,920
	5 都市計画費		都市計画事業指導監督事務費	1,600
			街路事業費	74,740
			緊急地方道路整備事業費	465,920
			公園整備事業費	1,092,060
			公園維持修繕費	26,000
	6 住宅費		県営住宅建設事業費	81,920
			建築物耐震化推進費	39,855
			住宅事業指導監督事務費	700
10 教育費	4 高等学校費		高校施設整備事業費	701,260
	5 特別支援学校費		特別支援学校施設整備事業費	45,397
	6 社会教育費		文化振興費	69,923
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費		過年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	2,586
			現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	115,553

		過年発生災害林道復旧事業費	176,000
		現年発生災害林道復旧事業費	402,000
	2 土木施設災害復旧費	過年発生河川等施設災害復旧事業費	184,900
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	698,000
		市町村災害復旧事業監督事務費	3,000

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総 務 費	2 企 画 費	地方創生の深化のための支援費	千円 346,000	千円 399,180
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	107,000	158,000
		団体営土地改良事業費	50,000	51,650
		経営体育成基盤整備事業費	129,000	258,132
		耕地地すべり防止事業費	150,000	276,480
		湛水防除事業費	48,250	119,650
		老朽ため池等整備事業費	142,200	227,880
		地盤沈下対策事業費	214,200	314,160
		国営付帯県営農地防災事業費	407,000	626,300

	5 林 業 費	林業力倍増基盤整備促進事業費	249,246	679,246	
		森林環境保全整備事業費	52,000	702,000	
		森林基盤整備事業費	144,350	1,136,136	
		治山事業費	676,000	1,295,872	
	8 土 木 費	2 道路橋りょう費	緊急地方道路整備事業費	1,253,297	8,360,975
		3 河川海岸費	広域河川改修事業費	462,000	697,300
			総合流域防災事業費	1,763,000	2,452,602
			河川管理施設長寿命化事業費	735,000	955,200
			床上浸水対策特別緊急事業費	1,785,000	2,355,000
			通常砂防事業費	273,000	614,000
			地すべり対策事業費	546,000	879,000
急傾斜地崩壊対策事業費	41,250	314,450			

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自平成30年度 至平成32年度	6,957千円

国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 平成30年度 至 平成41年度	220,584千円
---------------------	----------------------	-----------

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	千円 600,000	千円 500,000
企画事業	1,011,000	855,000
市町村振興事業	1,000,000	0
防災事業	50,000	36,000
児童福祉事業	145,000	163,000
環境衛生事業	24,000	25,000
医薬事業	3,000	0
職業訓練事業	24,000	19,000
農地事業	2,820,000	2,376,000
林業治山事業	2,597,000	2,235,000
水産事業	297,000	330,000
道路橋りょう事業	8,961,000	7,830,000

河川海岸事業	9,596,000	8,852,000
港湾事業	979,000	832,000
都市計画事業	1,311,000	1,281,000
警察関係事業	337,000	315,000
教育総務事業	1,943,000	1,824,000
高等学校整備事業	2,359,000	1,603,000
土木施設災害復旧事業	3,311,000	760,000
公用公共用施設災害復旧事業	94,000	0
臨時財政対策債	21,300,000	19,951,000
計	59,235,000	50,260,000

第 76 号

平成29年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ621,931千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,323,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,945,648	千円 △621,931	千円 1,323,717
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	179,124	△21,690	157,434
	3 諸収入	1,766,324	△600,041	1,166,283
歳入	合計	1,945,648	△621,931	1,323,717

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,945,648	千円 △621,931	千円 1,323,717
	1 用 度 事 業 費	1,945,648	△621,931	1,323,717
歳 出	合 計	1,945,648	△621,931	1,323,717

第 77 号

平成29年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,745,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市町村振興資金収入		千円 3,545,983	千円 △1,800,000	千円 1,745,983
	1 繰越金	2,271,355	△1,800,000	471,355
歳 入	合 計	3,545,983	△1,800,000	1,745,983

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金貸付金		千円 3,545,983	千円 △1,800,000	千円 1,745,983
	1 市町村振興資金貸付金	3,545,983	△1,800,000	1,745,983
歳 出	合 計	3,545,983	△1,800,000	1,745,983

第 78 号

平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 231,863	千円 △176	千円 231,687
	1 繰入金	197,499	△590	196,909
	2 諸収入	34,364	414	34,778
歳入	合計	231,863	△176	231,687

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 231,863	千円 △176	千円 231,687
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	70,425	414	70,839
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	19,012	△590	18,422
歳 出	合 計	231,863	△176	231,687

第 79 号 平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 200,668	千円 △35,000	千円 165,668
	1 繰越金	93,770	△35,000	58,770
歳 入	合 計	200,668	△35,000	165,668

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 200,668	千円 △35,000	千円 165,668
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	200,668	△35,000	165,668
歳 出	合 計	200,668	△35,000	165,668

第 80 号

平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,908,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 129,883,891	千円 24,371	千円 129,908,262
	1 使用料及び手数料	3,000	500	3,500
	2 財産収入	500	△500	0
	4 諸収入	66,033,991	9,792	66,043,783
	5 繰越金		14,579	14,579
歳 入	合 計	129,883,891	24,371	129,908,262

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 129,883,891	千円 24,371	千円 129,908,262
	1 中小企業・雇用対策事業費	129,883,891	24,371	129,908,262
歳 出	合 計	129,883,891	24,371	129,908,262

第 81 号 平成29年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 174,132	千円 8	千円 174,140
	1 繰 越 金	69,397	8	69,405
歳 入	合 計	174,132	8	174,140

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 174,132	千円 8	千円 174,140
	1 中小企業近代化資金貸付金	174,132	8	174,140
歳 出	合 計	174,132	8	174,140

第 82 号

平成29年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 104,456	千円 △212	千円 104,244
	1 財産収入	56,346	△212	56,134
歳入	合計	104,456	△212	104,244

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 104,456	千円 △212	千円 104,244
	1 徳島ビル管理事業費	104,456	△212	104,244
歳 出	合 計	104,456	△212	104,244

第 83 号

平成29年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,618千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 27,386	千円 △21,618	千円 5,768
	2 繰 越 金	22,237	△21,618	619
歳 入	合 計	27,386	△21,618	5,768

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 27,386	千円 △21,618	千円 5,768
	1 農業改良資金貸付金	27,386	△21,618	5,768
歳 出	合 計	27,386	△21,618	5,768

第 84 号

平成29年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,747千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 102,191	千円 △86,747	千円 15,444
	1 繰入金	2,188	△1,747	441
	2 繰越金	89,811	△85,000	4,811
歳入	合計	102,191	△86,747	15,444

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 102,191	千円 △86,747	千円 15,444
	1 林業改善資金貸付金	102,191	△86,747	15,444
歳 出	合 計	102,191	△86,747	15,444

第 85 号

平成29年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,631千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 282,561	千円 △32,631	千円 249,930
	1 財産収入	138,388	12,255	150,643
	2 繰入金	129,958	△42,878	87,080
	3 繰越金	100	430	530
	4 諸収入	14,115	△2,438	11,677
歳入合計		282,561	△32,631	249,930

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 282,561	千円 △32,631	千円 249,930
	1 県有林県行造林事業費	282,561	△32,631	249,930
歳 出	合 計	282,561	△32,631	249,930

第 86 号

平成29年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,245千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,013	千円 △80,245	千円 768
	1 繰入金	1,011	△735	276
	2 繰越金	60,158	△60,158	0
	3 諸収入	19,844	△19,352	492
歳入	合計	81,013	△80,245	768

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,013	千円 △80,245	千円 768
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,013	△80,245	768
歳 出	合 計	81,013	△80,245	768

第 87 号

平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,423,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,522,433	千円 △98,890	千円 3,423,543
	1 財 産 収 入	1,619,852	△98,890	1,520,962
歳 入	合 計	3,522,433	△98,890	3,423,543

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,522,433	千円 △98,890	千円 3,423,543
	1 公用地公共用地取得事業費	3,515,664	△93,837	3,421,827
	2 土地開発基金積立金	6,769	△5,053	1,716
歳 出	合 計	3,522,433	△98,890	3,423,543

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 695,000

第 88 号

平成29年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,064千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ957,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 977,484	千円 △20,064	千円 957,420
	1 分担金及び負担金	293,901	△409	293,492
	3 繰入金	368,583	△17,806	350,777
	4 県債	245,000	△10,000	235,000
	5 繰越金		2,752	2,752

	6 諸 収 入		5,399	5,399
歳 入	合 計	977,484	△20,064	957,420

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		千円 977,484	千円 △20,064	千円 957,420
	1 旧吉野川流域下水道事業費	977,484	△20,064	957,420
歳 出	合 計	977,484	△20,064	957,420

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 143,000

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
旧吉野川流域下水道事業	千円 245,000	千円 235,000

第 89 号

平成29年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,376,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 5,184,127	千円 192,033	千円 5,376,160
	1 使用料及び手数料	807,284	18,315	825,599
	2 財産収入	1,060,554	172,207	1,232,761
	4 諸収入	15,289	1,511	16,800
歳入合計		5,184,127	192,033	5,376,160

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 5,184,127	千円 192,033	千円 5,376,160
	1 港湾等整備事業費	3,634,992	△67,817	3,567,175
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区 整備事業費	527,056	△351,150	175,906
	4 空港周辺整備事業費	322,079	611,000	933,079
歳 出	合 計	5,184,127	192,033	5,376,160

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 8,623
		施設等運営費	18,243
	3 徳島小松島港津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	307,000

第 90 号

平成29年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135,372千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211,979千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 347,351	千円 △135,372	千円 211,979
	3 諸 収 入	202,363	△135,372	66,991
歳 入	合 計	347,351	△135,372	211,979

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 347,351	千円 △135,372	千円 211,979
	1 奨学金貸付金	347,351	△135,372	211,979
歳 出	合 計	347,351	△135,372	211,979

第 91 号

平成29年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,493,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,399,000	千円 94,691	千円 3,493,691
	1 証 紙 収 入	2,688,486	98,791	2,787,277
	2 繰 越 金	710,514	△4,100	706,414
歳 入	合 計	3,399,000	94,691	3,493,691

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,399,000	千円 94,691	千円 3,493,691
	1 他 会 計 繰 出 金	3,399,000	94,691	3,493,691
歳 出	合 計	3,399,000	94,691	3,493,691

第 92 号

平成29年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,713,615千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,772,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 122,486,000	千円 △1,713,615	千円 120,772,385
	1 繰入金	66,027,000	△813,615	65,213,385
	2 県債	56,459,000	△900,000	55,559,000
歳入合計		122,486,000	△1,713,615	120,772,385

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 122,486,000	千円 △1,713,615	千円 120,772,385
	1 公債費	122,486,000	△1,713,615	120,772,385
歳出合計		122,486,000	△1,713,615	120,772,385

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 56,459,000	千円 55,559,000

第 93 号

平成29年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

平成29年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,999千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,943,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,960,790	千円 △16,999	千円 30,943,791
	1 給与振替収入	30,960,790	△16,999	30,943,791
歳 入	合 計	30,960,790	△16,999	30,943,791

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,960,790	千円 △16,999	千円 30,943,791
	1 給 与 費	30,960,790	△16,999	30,943,791
歳 出	合 計	30,960,790	△16,999	30,943,791

第 94 号

平成29年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成29年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	203,670人	198,049人
外 来	256,444人	247,289人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	558人	543人
外 来	1,051人	1,013人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	292,256千円	180,650千円
医療器械及び備品購入費	203,672千円	202,328千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	22,746,022千円	6,202千円	22,752,224千円
第1項 医業収益	18,994,361千円	29,905千円	19,024,266千円
第2項 医業外収益	3,751,661千円	△23,703千円	3,727,958千円
支 出			
第1款 病院事業費用	23,560,769千円	558,159千円	24,118,928千円

第1項 医 業 費 用	22,718,441千円	532,891千円	23,251,332千円
第2項 医 業 外 費 用	842,328千円	25,268千円	867,596千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,342,308千円」を「不足する額1,294,768千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,010千円及び過年度分損益勘定留保資金1,341,298千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額975千円及び過年度分損益勘定留保資金1,293,793千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	6,126,393千円	△68,772千円	6,057,621千円
第1項 企 業 債	364,000千円	△11,000千円	353,000千円
第2項 負 担 金	757,042千円	△56,428千円	700,614千円
第4項 補 助 金	5,351千円	△1,344千円	4,007千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,468,701千円	△116,312千円	7,352,389千円
第1項 建 設 改 良 費	524,283千円	△116,312千円	407,971千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 364,000	千円 353,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	11,554,492千円	222,001千円	11,776,493千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第9条中「4,880,000千円」を「5,400,000千円」に改める。

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 95 号

平成29年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成29年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	326,100,000 k W h	306,988,836 k W h
	太陽光発電所	4,580,000 k W h	5,455,050 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	531,446千円	496,325千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	3,305,906千円	△30,653千円	3,275,253千円
第1項 営業収益	3,289,690千円	△29,276千円	3,260,414千円
第2項 財務収益	9,539千円	△3,060千円	6,479千円
第3項 事業外収益	6,677千円	333千円	7,010千円
第4項 特別利益		1,350千円	1,350千円
支 出			
第1款 事業費用	3,150,844千円	△175,904千円	2,974,940千円
第1項 営業費用	3,020,494千円	△241,731千円	2,778,763千円
第3項 事業外費用	125,344千円	65,827千円	191,171千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額560,487千円」を「不足する額523,466千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,335千円

及び過年度分損益勘定留保資金521,152千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,744千円、建設改良積立金324,000千円及び過年度分損益勘定留保資金99,722千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	471,259千円	1,900千円	473,159千円
第1項 固定資産売却代	397千円	1,797千円	2,194千円
第3項 その他収入		103千円	103千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,031,746千円	△35,121千円	996,625千円
第1項 建設改良費	531,446千円	△35,121千円	496,325千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,031,434千円	△91,641千円	939,793千円

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 96 号

平成29年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成29年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(2) 年間総給水量	66,455,550m ³	66,459,200m ³	吉野川北岸工業用水道	38,533,050m ³	38,536,700m ³
(3) 1日平均給水量	182,070m ³	182,080m ³	吉野川北岸工業用水道	105,570m ³	105,580m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	394,002千円	384,338千円
			阿南工業用水道改良工事	283,525千円	218,147千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	1,217,403千円	31,036千円	1,248,439千円
第1項 営業収益	1,156,854千円	8,512千円	1,165,366千円
第2項 営業外収益	60,549千円	22,524千円	83,073千円
支 出			
第1款 事業費用	1,102,146千円	△108,197千円	993,949千円
第1項 営業費用	1,056,823千円	△113,276千円	943,547千円
第2項 営業外費用	45,323千円	5,079千円	50,402千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額364,090千円」を「不足する額277,334千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,119千円及び過年度分損益勘定留保資金314,971千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,387千円、減債積立金195,000千円及び過年度分損益勘

定留保資金37,947千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	509,432千円	11,814千円	521,246千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	99千円	47千円	146千円
第3項 そ の 他 収 入	9,333千円	△6,233千円	3,100千円
第4項 補 助 金		18,000千円	18,000千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	873,522千円	△74,942千円	798,580千円
第1項 建 設 改 良 費	677,527千円	△75,042千円	602,485千円
第3項 投 資		100千円	100千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	227,348千円	△41,622千円	185,726千円

平成30年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第九十七号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第二項中「ガス供給業」の下に「（法第七十二条の二第二項第二号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十条の二十九の二第二項中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に、「の各号に掲げる事項」を「に掲げる事項（同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）に行う耐震改修（法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）の完了年月日又は完了予定年月日

第二十条の二十九の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法第七十三条の二十四第三項の規定の適用を受けようとする者が提出する第一項の申告書には、当該土地を取得した者による当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することを証明するに足る書類（次条第二項の規定により既に提出された書類があるときは、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

第二十条の三十第一項中「事項」を「事項（法第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）」に、「土地」を「、法第七十三条の二十四第一項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地」に、「法第七十三条の二十四第一項」を「同項」に、「又は」を「、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては」に、「同条第二項」を「同項」に改め、「取得すること」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）」、法第七

十三条の二十四第三項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していたこと(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第二項の規定に該当する場合に限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 耐震基準不適合既存住宅の取得年月日又は取得予定年月日並びに当該耐震基準不適合既存住宅に行う耐震改修の着工年月日又は着工予定年月日及び完了年月日又は完了予定年月日

第二十条の三十第二項中「(同条第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項において同じ。)」及び「(同条第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「つき」の下に「同条第一項の」を加え、同条第九項中「この項」を「この項及び次項」に、「改修工事で同項の政令で定めるものを行つた後、当該改修工事」を「住宅性能向上改修工事(以下この項及び次項において「住宅性能向上改修工事」という。))を行つた後、当該住宅性能向上改修工事」に改め、同条に次の一項を加える。

10 法附則第十一条の四第七項において準用する法第七十三条の二十五第一項の規定による徴収猶予の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この項において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で同項の政令で定めるもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第二十條の二十七の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。

一 納税義務者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 納税義務者が受けている宅地建物取引業法第三条第一項に規定する免許に係る免許証番号、免許の年月日及び有効期間

三 改修工事対象住宅用地の所在、地番、地目及び地積

四 改修工事対象住宅用地の取得年月日

五 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、種類及び床面積

六 改修工事対象住宅の取得年月日

七 その他知事が必要と認める事項

附則第十七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、附則第二十項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「三年(土地の取得の日)」を「三年(同日)」に、「法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅」を「特例適用住宅(同項に規定する特例適用住宅をいう。以下同じ。)」に改め、「)」と」の下に「特例適用住宅(同項に規定する特例適用住宅をいう。以下同じ。)」とあるのは「特例適用住

宅」と」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 2 改正後の第二十条の十七第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 改正後の徳島県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限が延長されること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

